

知的財産侵害物品に対する輸入差止申立て受理前公表一覧

令和元年6月25日

知的財産種別	知的財産の内容 (権利の登録番号)	侵害すると認める物品の品名	差止申立人(法人番号)	申立先税関及び連絡先	公表日	意見を述べることができる期間
			申立人連絡先(電話番号)			
商標権	BRIDE (商標登録第5874066号)	クッション	ブリッド株式会社(2180001094930)	名古屋税関業務部的財産調査官 (052-654-4116)	令和元年6月13日	令和元年6月26日
			松波特許事務所 (052-241-5944)			
意匠権	たばこ吸引具カートリッジの意匠 (意匠登録第1554858号)	電子タバコ用カートリッジ	日本たばこ産業株式会社(4010401023000)	東京税関業務部的財産調査官 (03-3599-6369)	令和元年6月18日	令和元年7月1日
			志賀国際特許事務所(03-5288-5811)			
商標権	GUCCI (登録第1856139号)  (登録第1563347号) GG (登録第4709100号)	ネイルシール	グッチオ グッチ ソチエタ ベル アツィオーニ	東京税関業務部的財産調査官 (03-3599-6369)	令和元年6月19日	令和元年7月2日
			株式会社ケリングジャパン 法務部 知的財産担当(03-3486-2156)			
意匠権	たばこ用吸引具の意匠(意匠登録第1562526号)	加熱式たばこ用吸引具	フィリップ・モリス・プロダクツ・ソシエテ・アノニム	東京税関業務部的財産調査官 (03-3599-6369)	令和元年6月21日	令和元年7月4日
			アンダーソン・毛利・友常法律事務所(03-6775-1414)			
商標権	catrice (国際登録第1230373号)	ファンデーション、アイライナー、 シャンプー、ヘアコンディショ ナー、ヘアトリートメント、マスカラ	ボラ クリエーションズ ソシエダド リミタータ	東京税関業務部的財産調査官 (03-3599-6369)	令和元年6月25日	令和元年7月8日
	 (国際登録第1232921号)		ゾンデルホフ&アインゼル法律特許事務所(03-5220-6500)			

・税関では、利害関係者からの意見を聞いた上で輸入差止申立ての審査を行い、受理・不受理を判断しています。

・受理となった場合には当該輸入差止申立てに基づく取締りが開始されることとなります。

・上記差止申立てについて利害関係を有する者は、意見を述べる期間内において、申立先税関に対し意見を述べることができ、利害関係を有する者とは、例えば、次の者をいいます。

- ①差止対象物品の輸入者(輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。)
 - ②差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者
 - ③海外における差止対象物品(当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。)の製造者及び輸出者
- ・意見を述べるにあたっては、氏名又は名称及び住所、上記申立てに関する利害関係の内容並びに意見を書面により提出して下さい。

★申立てに係る特許権や意匠権の具体的な内容については、「特許・実用新案公報」又は「意匠公報」でご確認ください。これらは、下記のウェブサイトから登録番号(※注)によりダウンロードすることができます。
(※注)上記一覧中「知的財産の内容(権利の登録番号)」欄に記載されています。

<特許・実用新案公報の照会方法>

「特許情報プラットフォーム(J-Plat Pat)」(独立行政法人工業所有権情報・研修館)

(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)

①濃い青色の帯部分の「特許・実用新案」を選択

→ ②プルダウンから「1. 特許・実用新案番号照会」を選択

→ ③「特許・実用新案番号照会」画面に遷移

→ ④「種別」欄を「特許公報・公告特許公報(B)」選択

→ ⑤右欄に半角で登録番号を入力

→ ⑥下部の「照会」ボタンを押下

<意匠公報の照会方法>

「特許情報プラットフォーム(J-Plat Pat)」(独立行政法人工業所有権情報・研修館)

(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)

①濃い青色の帯部分の「意匠」を選択

→ ②プルダウンから「1. 意匠番号照会」を選択

→ ③「意匠番号照会」画面に遷移

→ ④「種別」欄を「意匠公報(S)」選択

→ ⑤右欄に半角で登録番号を入力

→ ⑥下部の「照会」ボタンを押下